

愛媛県介護支援専門員協会 第6回（令和3年度）総会

開催日時：令和3年6月19日（土）10:00～11:00（web会議）

参加者数：理事：矢川ひとみ・宮本睦水・井上美穂・中川稔・武田明美・藤村高弘・

小泉広美・宮地亨・中村一人・山口千也子

監事：畝本幸男

事務局：芳仲秀造

計 12名

1. 議決権行使

実施期間：令和3年6月1日～令和3年6月12日

対象会員数：756名

議決権行使数：259名（回収率34.3%）

2. 議決結果

	賛	否	回答なし
第1号議案 令和2年度事業報告について	258	1	0
第2号議案 令和2年度決算について 監査報告	258	1	0
第3号議案 令和3年度事業計画について	259	0	0
第4号議案 令和3年度予算について	258	0	1

第1～4号議案とも、行使された議決権の過半数を上回り、承認された。

3. 協議事項

監事からの協議依頼事項について

① 法人化について

令和元年度第4回総会において承認された「法人化」についての進捗状況について報告をお願いしたい。

↓

法人化手続きについて司法書士への相談を行っている。

事務局の場所について検討中。

定款（案）作成を行なっている。

設立日は愛媛県からの委託事業の兼ね合いもあり、令和4年4月1日を想定している。

今後は、東中南予で担当者を選出し、具体的な検討を行なっていく。

② 役員の任期について（上記①が進んでいない場合の対応について）

会則第9条第1項で任期について「最長3期（6年）までとする」と定めていますが、現役員の多くが該当すると思われます。この場合、令和4年度以降の事業運営に支障はないのでしょうか。

↓

法人化になれば役員はリセットになる。令和4年4月1日に役員を再編成していくため、役員の選出方法等も検討していく。

③ コロナ禍における愛媛県介護支援専門員協会としての対応について

県下でも介護保険施設や居宅サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染陽性者が発生していることはご承知のことと存じます。

そのような中、居宅サービス事業所の利用者や職員に陽性者が発生した場合、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、他の事業所や医療機関から情報開示（ex：該当通所サービス利用者の配偶者等で発生事業所を利用している方の利用状況や氏名・該当通所サービス利用者の家族（同居・別居いずれも）で、発生事業所に勤務している職員の氏名や詳しい状況を求められた案件がありました。

倫理要綱第2条 利用者の権利擁護・第6条 秘密保持の規定はありますが、現実には事業所に対して強く言えない介護支援専門員もいたことも事実のようです。

個々の介護支援専門員のモラルの問題ではありますが、現場の介護支援専門員が自信を持って「その件については個人情報ですのでお答えできません」と言える統一したガイドライン等を示すことも職能団体としての責務と考えますがいかがでしょうか。

↓

倫理要綱は日本介護支援専門員協会のもので、日本協会会員以外は把握していない可能性があるが、法定研修で、人権擁護、守秘義務については学んでおり、介護支援専門員としても立場はわかまえているものと推察する。ガイドラインと言うより、個人情報保護について会長からのメッセージ（HP・facebook）を出す。

④ HPへの会則、規約などの掲載をお願いします

↓

早急に掲載する。